

第5章

計画の推進に向けて



第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による景観まちづくりの推進

市民、事業者、行政など、
多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進します。

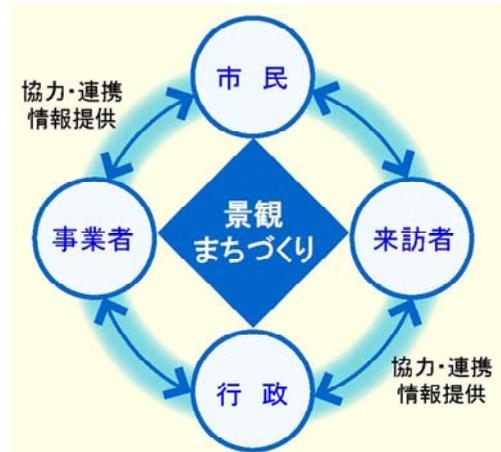
本市は、「都留市自治基本条例」の理念のもと、自助・共助・公助の考え方を基本とする、協働のまちづくりに取り組んでいます。

良好な景観を守り、育むためには、市民、事業者、行政をはじめ、観光客等の来訪者など、多様な人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人ひとりが、本市の景観の価値や魅力を再認識し、本計画の基本理念や目標を共有したうえで、お互いの役割を理解し、できるところから一歩一歩着実に進めていくことが必要です。

そのため、本市の景観まちづくりは、多様な主体相互のパートナーシップを重視した、協働による景観まちづくりを基に推進していきます。

■協働による景観まちづくりのイメージ



■市民、事業者、来訪者、行政の役割

●市民

市民は、景観形成の主役です。市民一人ひとりの景観への関心や理解を深め、住んでいる地域の景観を「より良くしていこう」とする意識を持ち、自らできることに自発的に取り組み、積極的な景観まちづくり活動を実践していきます。

●事業者

建設に係わる事業者をはじめ、観光、農林水産業、商業、工業等に係わる事業者は、事業活動を通して景観形成に関与していることを意識し、その役割を理解し、先導的に取り組むなど、景観まちづくりへの関わりや協力を行っていきます。

●来訪者

観光客をはじめ、様々な目的により本市を訪れる来訪者は、マナーを守り、本市の景観まちづくりの考え方や取り組みについて理解し、景観まちづくりへの協力を行っていきます。

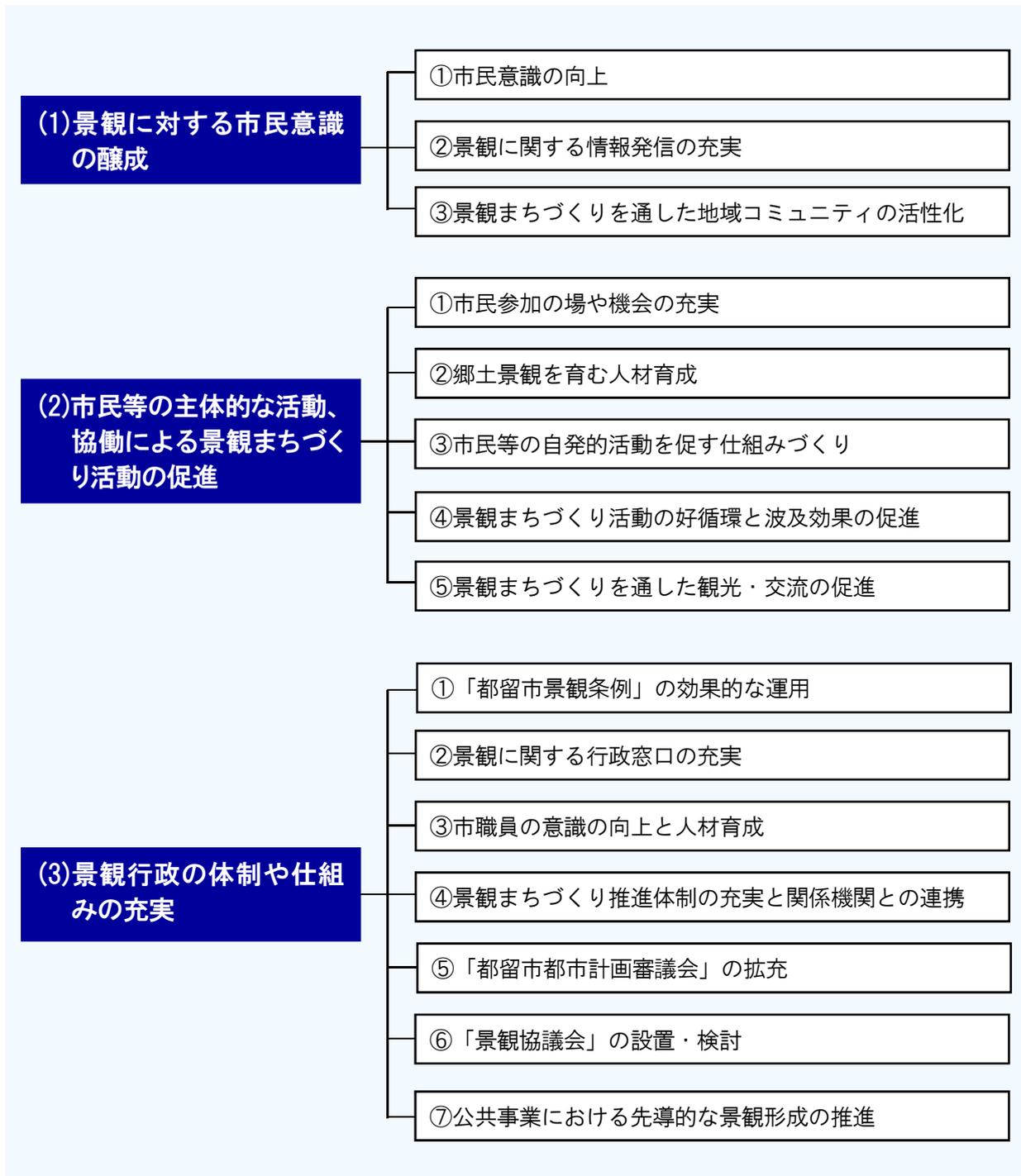
●行政

本計画に基づき、景観に関わる啓発活動や情報提供、市民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制の充実、各種景観形成事業の実施など、景観行政として先導的な役割を果たし、景観まちづくりを推進します。

2. 景観計画の推進に向けた施策

「都留市景観計画」の推進に向け、次のような施策に取り組みます。

■景観計画の推進に向けた施策の体系



(1) 景観に対する市民意識の醸成

① 市民意識の向上

景観まちづくりの第一歩は、景観について関心を持つことです。暮らしの中で、地域の景観に気づき、関心を持って多くの人と話し合い、共感するところから始まり、共通の価値観により地域景観を守り・育む活動へと気運を高めていくことが重要となります。

市民をはじめ事業者や来訪者など、人々の景観に関する理解と関心を高めていくため、景観に対する共通認識や愛着を育む次のような啓発活動を促進し、市民意識の向上に努めていきます。

■ 市民意識を高める主な取り組み

- 地域の潜在的な景観資源の掘り起こし、魅力資源の共有化
- 地域景観に親しみ・学ぶ機会の充実、景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会、景観講座等の開催
- 地域的美観意識の向上、清掃・美化活動、ごみ対策等の促進
- 湧水や水路、河川等の水質の維持・管理、洗い場・水汲み場等の暮らしに身近な水資源の維持・保全
- 地域特性を尊重した景観への意識・配慮の醸成、地域・場所に応じた住民のルールづくり

② 景観に関する情報発信の充実

市民意識の醸成や主体的な活動を促すためには、本市の景観に関して、どんな資源がどこにあり、どんな人たちが活動しているのか、多様な情報を発信することが重要となります。

本市の景観に関する様々な情報を、市民、事業者、来訪者など誰もが気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点、市のホームページやパンフレットなどを活用し、次のような景観に関する情報発信を充実します。

■ 情報発信の充実

- 「都留市景観計画」のPR用パンフレットの作成、市ホームページの充実
- 景観資源の周知に向けたサイン、パンフレット、マップ、イメージ写真等による効果的な情報発信の充実
- 都留市フィルムコミッションの活用、景観を活用したインバウンド誘客・「つる観光」の促進
- インターネット・SNSの有効活用、都留市情報発信サイトの創設(つる情報ネット、都留市版ウィキペディア等)

③ 景観まちづくりを通じた地域コミュニティの活性化

本市は、少子高齢化の進行等による、地域コミュニティ衰退の懸念も課題の一つとなっています。子どもたちから高齢者、地域住民から事業者など多種多様な人が集い、景観まちづくりを通して地域に親しみ、共に活動することは、地域コミュニティを見直すことにもつながります。そのため、景観まちづくりの活動を、地域コミュニティの再生・活性化の契機として活かしていきます。

(2) 市民等の主体的な活動、協働による景観まちづくり活動の促進

① 市民参加の場や機会の充実

本市では、協働のまちづくり推進会の活動をはじめ、市民活動の場が少しずつ広がりつつあります。

市民の主体的な景観まちづくりを促進するため、景観まちづくり市民懇談会におけるワークショップや地区ごとの住民組織など、多様な市民活動が景観まちづくりに関して意見や情報を交換できる市民参加の場や機会の充実に努めます。



・ 景観まちづくり市民懇談会によるワークショップ

■市民参加の場や機会の充実

- 景観まちづくり市民懇談会の継続、活動の場の充実、地域における協働のまちづくり推進会活動の充実
- 市民主体のまち歩きイベントや景観体験イベント等の主体的な活動につながる機会や場の創出
- 景観まちづくり活動団体の認定・登録制度の創設(景観条例に基づく制度の創設)
- 景観サポーター登録制度の創設(景観に関する知識やノウハウを持つ市民等の登用、景観形成への提案等)

②郷土景観を育む人材育成

まちづくりは人づくりともいわれ、市民の自発的な景観まちづくり活動を促進するためには、地域への愛着や誇りを持ち、景観に関する高い意識や熱意を持った人材が必要です。

地域には、郷土の歴史文化や地域を熟知する達人、祭りや伝統文化、食文化を継承する達人、まち歩きや水守、花植えの達人など、景観まちづくりに関わる多様な人材が活動しています。

こうした身近な人材の発掘と活用により、地域リーダーや地域の魅力を伝えるまちの案内人(コンシェルジュ)、観光ボランティアなど、景観まちづくりを牽引する人材の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたちの景観への関心や理解を深めていくため、総合学習や余暇活動を活用した郷土教育、体験や気づきを与える機会の促進に努めます。

■郷土景観を育む人材育成の充実

- 「地元学」を通じた人材育成の促進、都留市ボランティアセンターを活用したボランティアガイド等の育成
- 大学等と連携した景観学習や郷土教育(歴史探訪、自然観察、地学教育等)、景観まちづくり活動の充実
- 緑の少年隊等やふるさと探検隊等の活動促進、小・中学校の総合学習と連携した郷土教育、まち歩きや環境美化活動、余暇活動等を通じた景観形成を担う子どもたちの育成
- 祭り・伝統行事を継承する担い手の育成、景観まちづくりを牽引する地域リーダーの育成
- 「景観まちづくり教育」(景観まちづくり学習助成事業—国土交通省・都市文化振興財団)の活用など

③市民等の自発的活動を促す仕組みづくり

本市では、湧水を守り水環境を活かす活動や城下町の歴史文化を受け継ぐ活動、豊かな自然に触れあい・学び・守る活動、また、身近な美化清掃活動など景観形成に関わる様々な活動が行われています。

地域住民をはじめとした活動やボランティア団体、NPO法人、教育関係者や学生、事業者等は、景観まちづくりに対して大きな役割を担うことが期待されています。こうした主体による自発的な景観形成活動を促すため、次のような仕組みづくりを推進します。



・湧水池・バイカモ(梅花藻)の保全活動

■市民等の自主的活動を促す主な仕組み

- 公共施設の計画づくりへの市民参加の促進、緑や水環境など市民・事業者等と連携した維持・管理の促進、公共施設の維持・管理に向けたアダプトプログラム(里親制度)の活用
- 学生の活動と連携した、景観まちづくり活動への積極的な参加促進
- 既存の市民委員会制度の活用、「ふるさと普請制度」を活用した景観まちづくり活動に関する助成
- 環境美化活動や花壇・生垣の設置など、良好な景観形成に関する助成制度の充実
- 景観に関する行政窓口の設置(景観計画や景観条例、市内の景観まちづくり活動や支援に関すること等)
- 「景観顕彰制度」の導入、「都留市景観百選」、景観コンクール等の検討(公募による選定、観光PRなど)
- 山梨県景観アドバイザー制度の活用

④景観まちづくり活動の好循環と波及効果の促進

「景観は百年の計」ともいわれます。本計画に掲げた景観施策は、息の長い取り組みが必要となります。一方、本市はこれまでも市民を主体とした様々な活動が行われており、今後もこれら既存の活動が継続し、これらが連携しつつ本市の景観形成を牽引していくことが効果的であり、必要不可欠でもあります。

そのため、これらの活動の充実と連携を図り、景観まちづくり活動の波及効果に結びついていく、次のような取り組みを進めます。

■景観まちづくり活動の好循環と波及効果

- 地域ごとの魅力資源を結ぶフットパスづくり、景観ツアーの創出
- 「地区八景」の取り組み、地域の協働による景観まちづくりの促進
- 8つの駅が連携したローカル線駅の景観形成（「駅八景」、つる8駅ガイドマップづくり等）
- 地域活動の相互交流・情報交流の充実、都留市まちづくり市民活動支援センターを核とした活動拠点の創出
- 既存の市民活動や事業者、都留文科大学などとの連携による景観まちづくり活動の促進（都留文科大学の地域交流研究センターやフィールドノートの活用等）

⑤景観まちづくりを通じた観光・交流の促進

本市は、道の駅つるやリニア見学センター、登山やスポーツレクリエーション、八朔祭りなど、年間を通じて様々な観光・交流イベントが行われ、多くの観光客が訪れています。

今後も、こうした観光・交流イベントに加え、湧水群や歴史文化の体感ツアー、農業体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなど、本市の景観の魅力を最大限に生かした観光・交流の促進を図ります。

また、交流活動を通じて景観まちづくりへの理解と協力を促すとともに、景観まちづくり活動が地域振興と結びつき、好循環を生み出すような取り組みを展開していきます。



・環境教育イベント（鹿留子どもふれあいの森）

(3)景観行政の体制や仕組みの充実

①「都留市景観条例」の効果的な運用

本計画に掲げる景観施策を総合的に推進していくため、「都留市景観条例」の適切な運用を図り、必要が生じた場合は適切な見直しを行います。

また、土地利用や環境保全など関連する条例や要綱と連携を図り、効果的な運用を図ります。

②景観に関する行政窓口の充実

景観に関する相談や情報提供、届出・審査の事務処理など、市民や事業者等に対する行政窓口としての役割を担う担当部署や窓口機能の充実を図ります。

③市職員の意識の向上と人材育成

協働による景観形成事業や活動の機会が増えることに伴い、景観行政を担う市職員には、協働の主体間の調整や指導を行う能力が必要となります。

そのため、市職員の意識を高め、専門的な知識や技術の取得、適切な人材の確保を図るため、職員研修や学習機会の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

④景観まちづくり推進体制の充実と関係機関との連携

本計画を効果的・効率的に推進するには、都市計画、建築、環境、農政、文化財、商工観光など、様々な行政分野が連携した総合的・一体的な施策の展開が重要となります。

そのため、本計画に基づき、横断的かつ柔軟に景観行政に取り組むことができるよう、景観づくり庁内検討会を中心に、景観に関する連絡・協議・調整を行うなど、推進体制の充実に努めます。

また、河川や緑など、景観は市域を超えて連続していることから、隣接する市町村や山梨県・国、その他の関係行政機関との円滑な協議・連携のもと、景観まちづくりを促進していきます。

⑤「都留市都市計画審議会」の拡充

景観まちづくりを推進していくにあたっては、用途地域をはじめとした各種都市計画制度との整合や連携を図っていくことが必要です。この都市計画の指定や変更は、有識者、市議会議員、関係機関・団体代表などにより構成された「都留市都市計画審議会」において審議を行っています。

本計画策定後は、「都留市都市計画審議会」において、景観に関する有識者を追加するなど組織の拡充を図ったうえで、本計画の策定及び変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、景観形成推進ゾーンの指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、本市の景観行政に関わる事項について総合的・効果的な審議を行っています。

⑥「景観協議会」の設置・検討

「景観協議会」は、地域の景観についての課題を解決しようとする際に、地域住民及び行政など多様な関係者が一同に会して協議する組織として位置づけられます。

本市では、今後、必要に応じて、公共施設管理者をはじめ、公益事業者（鉄道、バス、電気等）、市民活動団体、各種関係団体（商工会、観光団体、農業団体等）などで構成される「景観協議会」の設置を検討します。

⑦公共事業における先導的な景観形成の推進

公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観に大きな影響を及ぼすだけでなく、良好な景観を先導する役割を果たしています。

山梨県では、公共事業の実施にあたり、本県の優れた自然・歴史・文化的な景観を保全し、個性豊かで魅力ある景観を創造するため、「山梨県公共事業における景観ガイドライン」を令和2年3月に策定しました。

本市においても、庁内での「山梨県公共事業における景観ガイドライン」の周知徹底を図り、ガイドラインに基づき、公共事業における先導的な景観形成を推進します。

3. 景観まちづくりの実現に向けて

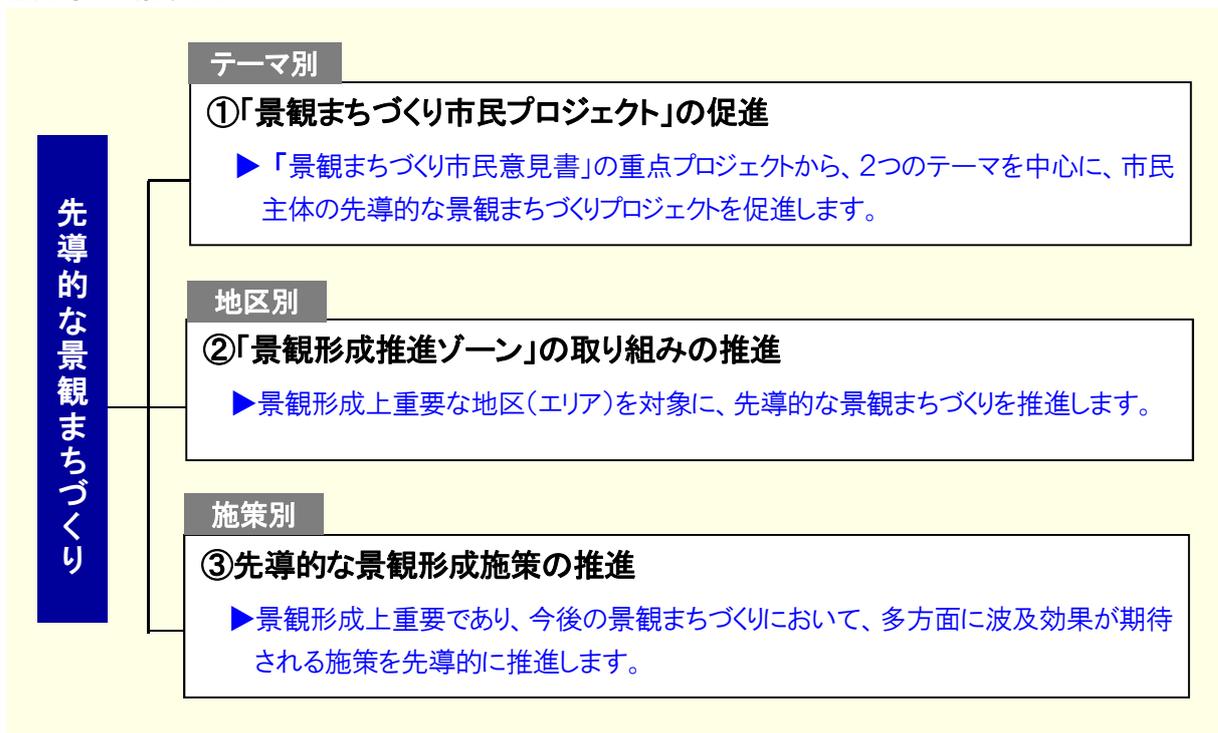
(1) 先導的な景観まちづくりの推進

■先導的な景観まちづくりの考え方

本計画における景観まちづくり施策は多岐にわたっており、本格的に景観行政が動き出すまでには一定の期間を要し、様々な試行錯誤を伴うことが予想されます。

そのため、景観行政の始動期において、取り組みの成果が目に見える形にしていけるよう、景観形成上の重要なテーマや地区、施策を絞り込み、先導的な取り組みを推進します。

■先導的な景観まちづくり



①「景観まちづくり市民プロジェクト」の促進

本計画の策定に際しては、都留市景観まちづくり市民懇談会による「景観まちづくり市民意見書」が提出されました。このなかで、今後の景観まちづくりを牽引する、市民を主体とした取り組みとして2つの「市民プロジェクト（先導的な取り組み）」が示されています。

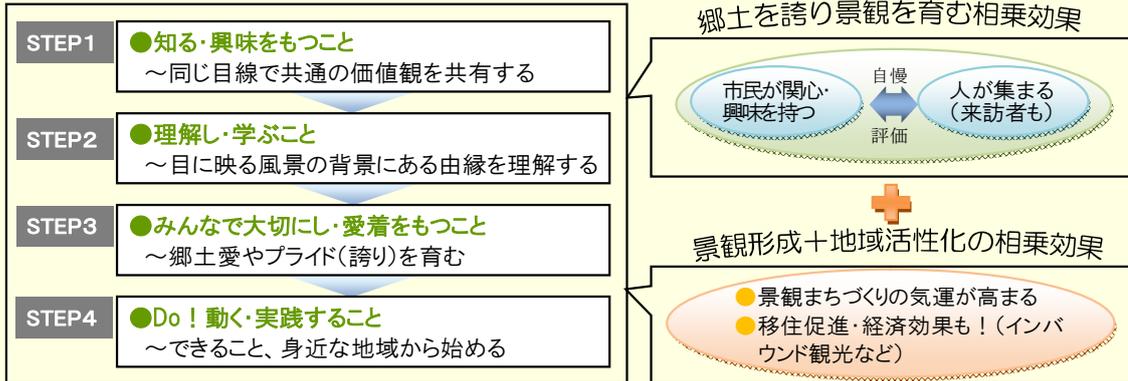
本市では、この市民意見を協働による景観まちづくりの好機として受け止め、実現に向けて取り組んでいきます。

考え方

- 本市の景観の価値を、住んでいる市民が知らない・伝わっていない。気づく・気づかせる取り組みが必要
- まずは、景観について多くの人との共感を得られること、その共通の価値観が「心地良い風景」に結びつくことを理解する
- そこから、郷土の風景を大切に思う意識を育み、主体的な活動にまで高めていくことが重要

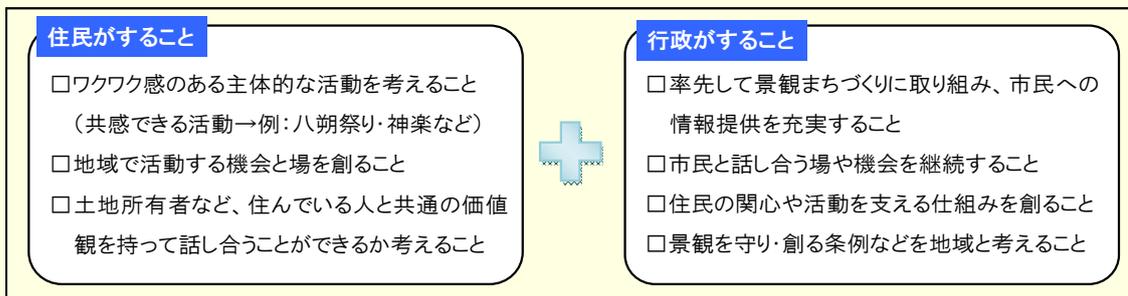
取り組みの方向

—相乗効果を生む 共感し・協働するすじみち（誘導シナリオ）—



継続していくために!!

～共感できる・ワクワク感のある取り組みで継続すること～



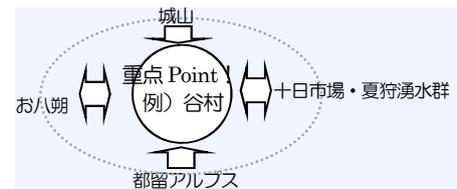
具体的な取り組み

1. 「地元学」—郷土景観を育む人づくりに取り組む

- 「風景100年の計」、郷土景観を継承する長期的視点を持った取り組みを進める
- 景観づくりを担う子どもたちの育成(体験・記憶の継承、歴史探訪教室・自然観察教室・地形・地学教室等のお宝が豊富な環境を活かす、ふるさと探検隊など学校の副読本の活用等)
- 地域を愛する人を育てる(「まちが舞台」の地区毎の八景づくり、地域ごとの共感を得る等)

2. 景観まちづくりのポイントを絞り込む

- 景観まちづくりの優先順位を絞り込む(アピールする場所をラインで結ぶ、共感できる景観を切り口とする等)



- 「どう見えるか」・「どう魅せるか」好循環する視点・ラインを検討
- 成果が好循環し波及するようにする(SNS等の情報作戦、写真コンテスト、人気投票、マップ等)
- 新たに創る景観も重要(効果的な景観を創る・魅せる、都留アルプスの活用等)
- 実現化の可能性や費用対効果も併せて検討

考え方

- 景観づくりを進めていくためには、その重要な担い手である市民意識を高めることが大切。そのため、まずきっかけとして「できることから始める景観づくり」の取り組みをスタートさせる。
- 市内には8つの駅があり、まちの大きな特色となっているが、玄関口としての魅力に欠ける。
- 市内にはお宝(魅力資源)がたくさんあるが、あまり知られていない、関心も薄い。どこにあるのかわからない…お宝の価値を見直し(再発見)、多くの市民・観光客に知ってもらうことから始める。
- まちの魅力を再発見し、プロジェクトを通じて、市民の景観に対する意識を「つなぐ」、魅力ある景観資源を「つなぐ」、歴史を「つなぐ」ことを目指す。

取り組みの方向

— (仮称) つる8駅物語 —

- 市民主体による本市の潜在的なお宝(魅力資源)の掘り起こしと魅力の再発見、効果的なPR
- 市内の8つの駅を起点とした、地域単位のお宝(魅力資源)を結ぶフットパスコースづくり
- 地域の魅力を内(市民)と外(観光客等)に広く発信

【主な提案】

- お宝探しを通じて市民の景観への意識を高める
- 身近な歴史資源の掘りおこし(道祖神など)や、使われなくなったもの(古民家、商家、蔵、空き地・空き家など)の魅力を再発見する
- 市民が主体となって地域のお宝(魅力資源)を再発見し、市民や観光客に広げていく
- 8つの駅があるという特色を活かす
(駅を活かして人を集める、駅を起点としたハイキングコースなど)
- 市民が主体のまち歩きイベントを実施する(都留市お宝探偵団など)
- 地域の小学校と連携したまち歩き(オリエンテーリング)の実施
- フットパスづくりを通じた交流の促進、景観まちづくりの促進・・・など

具体的な取り組み

1. 参加のしくみづくり

- 市民の話し合いの場や機会をつくる(市民懇談会の延長上の場づくりを検討)
- まち歩きイベントなど自発的な取り組みを実施する(実主体の検討)

2. 8つの駅の活かし方

- 駅の活かし方(俳句の活用、「つるっとハイキング」、「つるっ歩マップ」、駅前レンタサイクル・シェアサイクル等)
- 駅と地域の魅力資源を結ぶコースづくり

3. 情報発信の仕組みづくり

- 都留の情報発信サイトを創る(都留市版ウィキペディア「つるペディア」)
- その他のPR手法(SNS、乗り鉄・撮り鉄の活用等)

4. 行政の取り組み

- ハードなど資金を要するものの支援(ポケットパーク整備、案内サイン設置、公共レンタサイクル・シェアサイクル等)
- 富士急行への協力要請(都留市内共通乗車券の発行等)

5. 景観のルールづくり

- 清流を守るルール(条例など)
- 景観阻害要因に対するルール(ソーラーパネル、バラバラな看板、サインなど)

②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

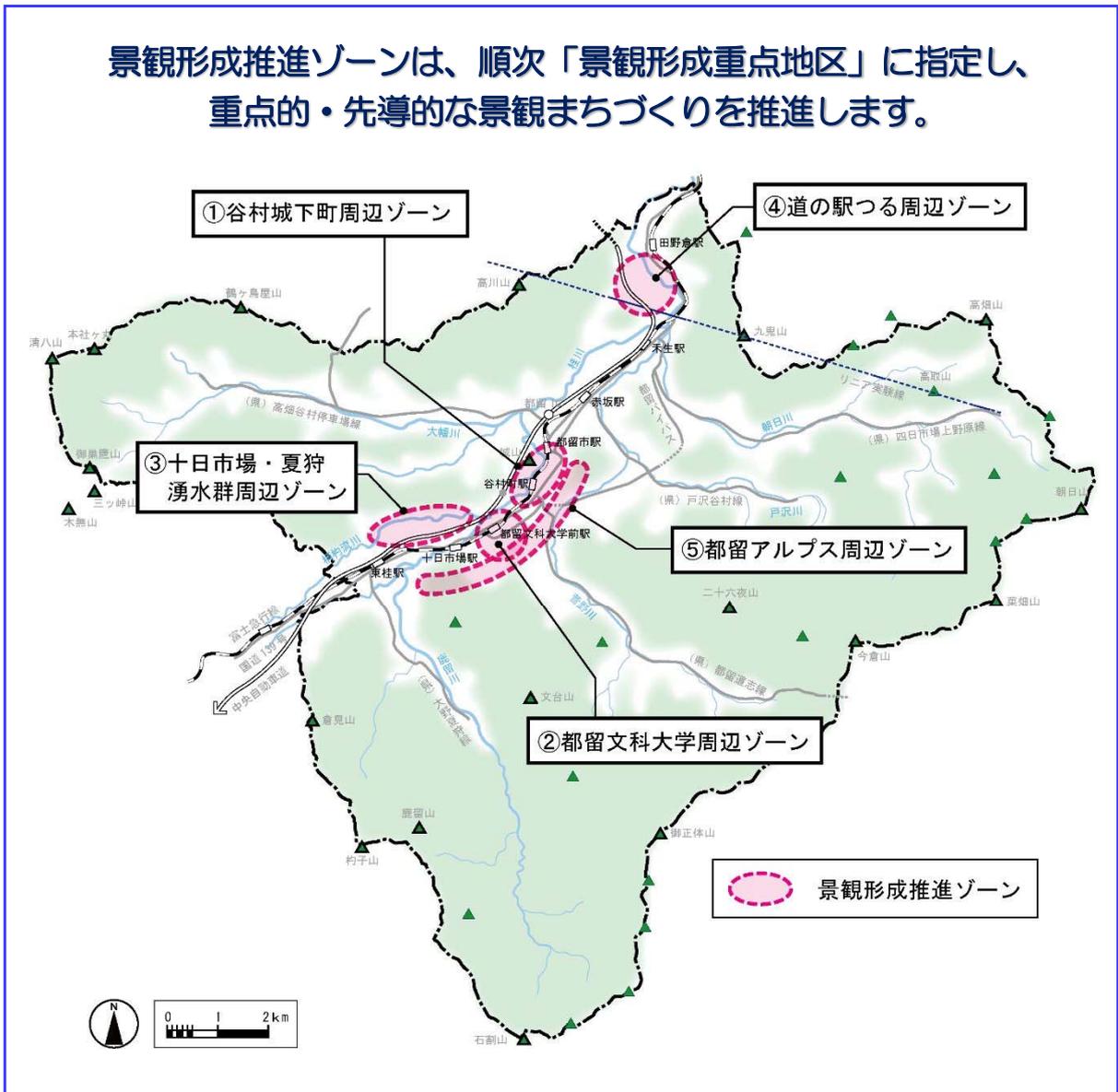
本計画では、良好な景観まちづくりを重点的に推進すべき5ヶ所の「景観形成推進ゾーン」*を選定しています。

このうち、特に、重点的に景観形成を図るべき必要性の高い地区を、「都留市景観条例」に基づき、次ページに示す手順により「景観形成重点地区」に指定し、協働による先導的な景観まちづくりの取り組みを促進します。

「景観形成重点地区」では、市民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の届出対象行為と景観形成基準に基づく適切な規制・誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的な景観まちづくりを推進します。また、取り組みの熟度や地域特性などから、必要に応じ景観法に基づく「景観地区」や「準景観地区」等を指定していきます。

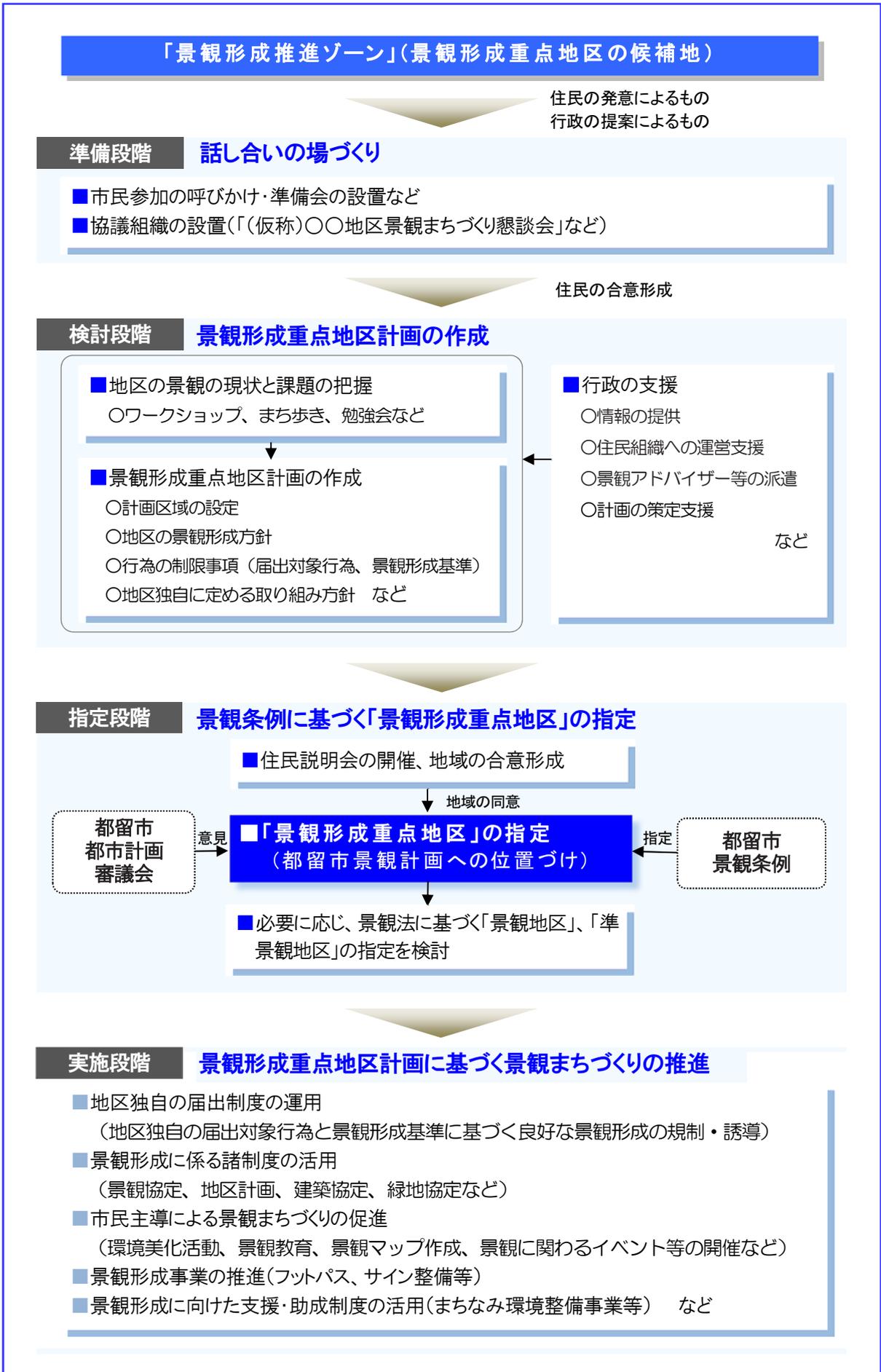
なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じ順次追加していきます。

■景観形成推進ゾーン



注) * 景観形成推進ゾーンの選定と景観形成方針については、「第2章-3. 景観形成推進ゾーンの方針」を参照下さい。

■「景観形成重点地区」の指定に向けた取り組みの流れ



③先導的な景観形成施策の推進

本市の景観まちづくりは、第一歩を踏み出した段階であり、今後も協働による息の長い取り組みが必要となります。一方、景観形成を継続していくためには、できるところから段階的な取り組みを積み重ね、成果が着実に目に見えるものにしていくことも重要となります。

そのため、本計画で示した施策より、多方面に波及効果が期待され、先導的に推進していくことが望まれる施策を「先導的な景観形成施策」として位置づけ、これらを進行管理できるよう3段階に分類し、段階的に取り組みを積み重ねていきます。

■景観まちづくりの方針に基づく先導的な景観形成施策

基本方針区分	短期 (概ね2年以内の着手)	中期 (概ね5年以内の着手)	長期 (概ね10年以内の着手)
1.特徴ある地形や山紫水明の景観を守り、活かす	<ul style="list-style-type: none"> 湧水を守る会などの団体と連携した十日市場・夏狩湧水群周辺の保全と景観活用 太陽光発電施設の設置に対する適正な規制・誘導 溶岩造形や河岸段丘など特徴的な自然地形の活用(フィールドワーク等) 	<ul style="list-style-type: none"> 湧水の里の景観の創出(駐車場、トイレ、サイン等の整備、アクセス強化、フットパスづくり等) 	<ul style="list-style-type: none"> 里山・森林のレクリエーション活用に向けた整備 親水性の高い河川整備
2.郷土の多彩な眺望景観を守り、魅せる	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化・錯綜するサイン類の統合整序 都留ビューポイントの選定、良好な眺望のPR・情報発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 都留アルプスや城山など市街地に身近な良好な眺望景観の魅力の向上、アクセスの強化、サインの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的な眺望場所の発掘と活用
3.先人たちの営みに培われた歴史・文化資産を継承し、活かす	<ul style="list-style-type: none"> 「富士の麓の小さな城下町振興事業」の充実、「谷村八景」事業の促進 城下町体感ツアー・まち歩き等の促進、案内ボランティアの育成促進 学校等での郷土教育・地域を学ぶ機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 城下町と寺町の歴史文化的まちなみ景観の形成(社寺や町家の歴史的まちなみ景観の形成、路地やまちかどの修景等) 城山の修景(散策路、駐車場、サイン整備、アクセスの向上) 	<ul style="list-style-type: none"> 一定のルールに基づく城下町の歴史的まちなみの形成 景観重要樹木・景観重要建造物の指定検討
4.里地・里山・里水が織りなす農村景観を守り、活かす	<ul style="list-style-type: none"> 水掛菜やわさび田の農村風景の保全、農の風景の景観活用 遊休農地の有効活用、中山間地の荒廃農地を活用した里山づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 郷土景観や農を通じた地域交流、空き家や古民家の活用、農山村交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 景観農業振興地域整備計画の調査・研究等
5.地域の表情を映す、心地よさと魅力ある暮らしの景観を育む	<ul style="list-style-type: none"> 谷村地区の整序感あるまちなみ景観の形成、中心商店街の賑わい景観の形成 都留文科大学前駅周辺の賑わいと活気ある良好な市街地景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 家中川、寺川、中川の親水空間の創出と修景 空き家・空地の景観まちづくりへの活用 主要道路沿道の歩行空間の確保、沿道まちなみ景観の整序・誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成重点地区の指定検討 景観重要公共施設の指定検討
6.まちが元気になる、交流・おもてなしの景観まちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の先導的な景観整備 既設サインの統合・整序と公共サインの適切な設置 八朔祭りなど祭事・行事と景観まちづくりの連携 景観資源のネットワーク化、インバウンド観光の推進、効果的なPRの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 駅等を起点としたレンタサイクル・シェアサイクルの設置 登山道の整備、公共交通の充実やアクセス強化、駐車場整備など 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の修景整備、駅を核とした景観まちづくりの推進 地域の景観特性に応じた「景観回廊の創出」

(2) 景観計画の見直しと進行管理

景観計画は、景観施策の総合的な方向性を示すと同時に、行為制限を定めることにより良好な景観形成を担保する規制・誘導の手段である側面を併せ持っています。

本市の景観まちづくりは、市民などの理解と協力を得ながら協働により進めることを基本としていることから、景観に対する意識の成熟度に応じた手段を適切に講じていくことが必要となります。そのため、本市の景観計画は、市民参加による協議・検討を通じた合意形成の段階が計画に反映されていく、「成長型の景観計画」としています。

一方、景観まちづくりは、景観行政のみで実現し得るものではなく、都市計画や農政、商工・観光など、多様な部署との連携により総合行政として取り組むことが重要です。そのため、景観まちづくりを取りまく社会経済情勢の変化や国、県、市の計画や事業等に変更が生じた場合には、各種のまちづくり施策とも連携しながら、適宜計画の見直しを図るものとしします。

また、本計画に位置づけられた景観施策については、計画の目標等に照らしながら、実現に向けた実践、市民意識の高まり、地域の景観まちづくり活動等を通して施策・事業の点検、評価、見直しを行うPDCAサイクルにより、継続的な改善を行っていきます。これにより、景観まちづくりの達成度や評価を検証しつつ、適切な進行管理に取り組んでいきます。

■PDCAサイクルによる計画の推進

